

乳がん・子宮がん検診を受けましょう！

乳がん・子宮がんの早期発見のため検診を行います。対象となる方はこの機会に受診しましょう。
また、特定年齢に該当する方は、無料で受診することができますので、この機会にぜひ受診しましょう。

	乳がん検診	子宮がん検診
対象者	40歳以上で平成22年度に乳がん検診を受けていない方 特定年齢の方 (平成22年度受診者を含む)	20歳以上で平成22年度町の子宮がん検診を受けていない方 特定年齢の方 (平成22年度受診者を含む)
検診料金	国民健康保険の方 1,400円 国民健康保険以外の方 2,400円 70歳以上の方 1,200円 生活保護世帯の方 無料 特定年齢の方 無料	国民健康保険の方 1,300円 国民健康保険以外の方 2,000円 70歳以上の方 1,000円 生活保護世帯の方 無料 特定年齢の方 無料
日程・会場	4月13日(水) 受付 9:00～11:00 13:00～16:00 4月14日(木) 受付 9:00～11:00 13:00～15:00 申込人数によっては、受付時間が変更になる場合があります。 会場：保健福祉センターみなくる	
申込方法	4月6日(水)までに保健福祉課保健指導係(☎52 2211)にお申込みください。 2月に配布した意向調査で申込みをしている方は、新たに申込みする必要はありません。	

特定年齢対象者(生年月日)

乳がん検診	S25.4.2～S26.4.1	子宮がん検診	S45.4.2～S46.4.1
	S30.4.2～S31.4.1		S50.4.2～S51.4.1
	S35.4.2～S36.4.1		S55.4.2～S56.4.1
	S40.4.2～S41.4.1		S60.4.2～S61.4.1
	S45.4.2～S46.4.1		H2.4.2～H3.4.1

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」があります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成23年3月分は平成33年3月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

【平成22年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成12年度の月分	15,770円	-	-	-
平成13年度の月分	15,180円	-	-	-
平成14年度の月分	14,590円	-	7,300円	-
平成15年度の月分	14,360円	-	7,180円	-
平成16年度の月分	14,180円	-	7,090円	-
平成17年度の月分	14,220円	-	7,110円	-
平成18年度の月分	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度の月分	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度の月分	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

くわしくは、旭川年金事務所国民年金課(☎0166 27 1611)までお問い合わせください。

なお、総務課戸籍年金係(☎52 2144)でも手続きができますので、お気軽にご相談ください。